2　一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入等

㈠　連結規制・監督の対象となる第一種金融商品取引業者の総資産の基準額を一兆円とすることとした。（第一七条の二の二関係）

㈡　監督対象となる子法人等の範囲として、その子会社等及び関連会社等を定めることとした。（第一五条の一六の二及び第一七条の二の四関係）

㈢　特別金融商品取引業者、指定親会社等に係る書類の提出期限等を定めることとした。（第一七条の二の三及び第一七条の二の五～第一七条の二の一一関係）

3　ヘッジ・ファンド規制

外国投資信託を設定・指図する運用形態を投資運用業に追加することとした。（第一条の一一関係）

4　デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

個人向けの店頭デリバティブ取引全般について不招請勧誘を禁止することとし、これに合わせ、再勧誘の禁止及び勧誘受諾意思確認義務についても同様に対象範囲を拡大することとした。（第一六条の四関係）

5　不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

デリバティブ取引の参照指標に行政機関や不動産関連業務を行う団体が発表・提供する不動産インデックス・不動産価格等を追加することとした。（第一条の一八関係）

二　関係政令の一部改正関係

金融庁組織令及び金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年四月一日）から施行することとした。

◇**ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の施行期日を定める政令**（政令第二五六号）（文部科学省）

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二二年法律第四二号）の施行期日は、平成二三年一月一日とすることとした。

◇**ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行令**（政令第二五七号）（文部科学省）

1　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二二年法律第四二号。以下「法」という。）第一一条ただし書の政令で定める場合は、法第二条第三項に規定する共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして法第二三条に規定する行政庁の許可を受けた場合とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、法の施行の日（平成二三年一月一日）から施行することとした。

政　令

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十二号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項、第十五条第一項及び附則第二十条並びに同法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　次条第三項の規定による学資金の返還の期限及び返還の方法の変更が行われる場合には、当該変更の時以後の期間に係る第二種学資金の利率は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による利率以下の利率で文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところにより算定した利率とする。

第五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、前項の規定は、適用しない。

附則第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第三項の規定は、機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場合における同項に規定する第一種学資金の返還について準用する。この場合において、第五条第三項中「学資金を」とあるのは「法附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を」と、「学資金の」とあるのは「同項に規定する第一種学資金の」と、「第一項」とあるのは「附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号）第六条第一項」と、「機構の」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の」と、「とし、前項の規定は、適用しない」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

附則第十四条の見出し中「政府貸付金の償還免除」を「経過措置」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第四条第二項及び第五条第三項の規定は、法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還（旧育英会法第二十二条第一項に規定する学資金に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第四条第二項中「学資金の返還」とあるのは「法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号。以下「旧育英会法」という。）第二十二条第一項に規定する学資金の返還」と、「第二種学資金」とあるのは「同項に規定する第二種学資金」と、「前二条」とあるのは「法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例による